

答 申

1 審査会の結論

諮問第150号案件「令和4年9月23日に請求人が行った行政情報の開示請求（受付第209号）を不開示とした担当部署の決裁文書」、「請求者からの問い合わせに基づき、世田谷区社会福祉事業団が同事業団職員である〇〇から聴収した事実関係（〇〇が行った説明の内容）に関する記録」及び「請求者の問い合わせに関して、世田谷区社会福祉事業団が行った内部調査の結果並びに請求者への対応を検討及び決定した際に作成した文書（外部弁護士や世田谷区担当部署への照会、相談、連絡等に関する事項も含む。）」について、非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

（1）審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和4年10月26日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同月28日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、請求人が行った「令和4年9月23日に請求人が行った行政情報の開示請求（受付第209号）を不開示とした担当部署の決裁文書」（令和4年度受付第228号）、「請求人からの問い合わせに基づき、世田谷区社会福祉事業団が、同事業団職員である〇〇氏から聴収した事実関係（〇〇氏が行った説明の内容）に関する記録」（令和4年度受付第229号）及び「請求人の問い合わせに関して、世田谷区社会福祉事業団が行った内部調査の結果並びに請求人への対応を検討・決定した際に作成した文書（外部弁護士や世田谷区担当部署への照会・相談・連絡等に関する事項も含む。）」（令和4年度受付第230号）に対し、世田谷区長が令和4年10月21日付けで行った3件の非開示決定処分（以下「本件各処分」という。）はいずれも不当である等と主張して、本件各処分を取り消し、非開示部分の開示を求めるというものである。

（2）審査請求の理由

請求人が、審査請求書によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

- ① それぞれの開示請求に係る情報は、刑事告訴（ないし告発）及び請求人が相続した損害賠償請求権を行使する上で極めて重要な情報であるから、請求人に開示すべき情報であることは当然である。
- ② 世田谷区長が「個人情報」に関する杓子定規な解釈を口実にこれらの開示請求に係る情報の開示を拒否することは、身内である事業団の不正を隠ぺいする意図によるものと考えざるを得ず、極めて悪質な行為である。また、このような不当処

分が許されるのであれば、条例を定めた趣旨は完全に没却され、条例は情報隠しのための隠れ蓑となってしまう。

- ③ よって、世田谷区長は本件に関する事実関係を究明し、事業団に対して厳正な処分を行うとともに、これらの開示請求に係る情報の全てを請求人に開示すべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、本件審査請求に係る3件の開示請求につき、いずれも当該情報の存否を答えることは、条例第7条第2号が規定する非開示情報を開示することになるとして、条例第9条に基づき、当該情報の存否を明らかにしないで、これらの開示請求を拒否し、本件各処分を行った。

実施機関が、本件各処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおり要約される。

- (1) 条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならない。」と規定しており、条例は開示請求時の行政情報の開示を原則としている。
- (2) 一方、条例第7条第2号では、例外的に非開示となる情報を、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（ほかの情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。また、同号ただし書は、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を除くことを規定している。
- (3) また、条例第9条は「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。
- (4) これを本件各処分についてみると、請求人は行政情報開示請求書の「開示請求に係る行政情報の件名又は内容」欄にそれぞれ、「令和4年9月23日に請求人が行った行政情報の開示請求（受付第209号）を不開示とした担当部署の決裁文書」（第228号）、「請求人からの問い合わせに基づき、世田谷区社会福祉事業団が、同事業団職員である〇〇氏から聴取した事実関係（〇〇氏が行った説明の内容）に関する記録」（第229号）、「請求人からの問い合わせに関して、世田谷区社会福祉事業団が行った内部調査の結果及び請求人への対応を検討・決定した際に作成した文書（外部弁護士や世田谷区担当部署への照会・相談・連絡等に関する事項も含む）」（第230号）と記載し、行政情報の開示請求をしている。

このように個人を特定して行政情報の開示請求をされると、処分庁としては、個人

情報を理由に全部非開示としても、少なくとも個人情報の存在を知らしめることとなるので、条例第9条を適用して、当該開示請求を拒否せざるを得ない。個人情報が存在するか否かという情報も個人情報である。

条例は、その第1条に定めるとおり、「区民の区政参加を推進し、区民との信頼関係の下に公正で開かれた区政を実現することを目的」とするものであり、個人情報を開示することを目的とするものではない。

- (5) 請求人は「本件は事業団職員が〇〇に業務上、犯罪行為（有印私文書偽造罪及び公正証書原本不実記載罪）を犯したという極めて悪質な事件である」と主張する。しかしながら、そのような犯罪事実は公に立証されておらず、処分庁は、事業団の職員が行った行為について、違法か否かを認定することができず、その権限を有するものではない。

また、請求人は「本件情報は、（中略）請求人が相続した損害賠償請求権を行使する上で極めて重要な情報であるから、請求人に開示すべき情報であることは当然である」と主張する。しかしながら、請求人が損害を受けたという明確な証拠は存在しないから、請求人が開示を求める情報が人の財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報であるとは認定することはできない。このことから条例第7条第2号のロにも該当しない。

さらに、請求人は、本件各処分が事業団の不正を隠ぺいする意図によるものであるという趣旨の主張をしているが、これは推測によるものであり、審査請求の理由に足り得るものではない。

- (6) 以上のことから、本件各処分は条例に基づき適正に行われており、本件各処分には違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

本件審査請求対象文書は、①令和4年9月23日に請求人が行った行政情報の開示請求（受付第209号）を不開示とした担当部署の決裁文書（令和4年度受付第228号）、②請求人からの問い合わせに基づき、世田谷区社会福祉事業団が、同事業団職員である〇〇から聴収した事実関係（〇〇氏が行った説明の内容）に関する記録（令和4年度受付第229号）及び③請求人の問い合わせに関して、世田谷区社会福祉事業団が行った内部調査の結果並びに請求人への対応を検討・決定した際に作成した文書（外部弁護士や世田谷区担当部署への照会・相談・連絡等に関する事項も含む。）（令和4年度受付第230号）である。審査請求書によると、請求人は本件各処分を取り消し、全部開示とすることを求めている。

本件各処分において、実施機関は当該行政情報の存否を明らかにしないで本件各処分に係る開示請求を拒否し、非開示とする決定をしている。

そこで、当審査会は本件審査請求対象文書の条例第7条第2号及び第9条該当性

について、以下のとおり判断する。

(2) 条例第7条第2号及び第9条該当性について

条例第7条第2号は、非開示となる情報を「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（ほかの情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

また、条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これを本件についてみると、本件請求に係る開示請求書にはそれぞれ、①「令和4年9月23日に請求人が行った行政情報の開示請求（受付第209号）を不開示とした担当部署の決裁文書」（令和4年度受付第228号）、②「請求人からの問い合わせに基づき、世田谷区社会福祉事業団が、同事業団職員である〇〇から聴収した事実関係（〇〇氏が行った説明の内容）に関する記録」（令和4年度受付第229号）及び③「請求人の問い合わせに関して、世田谷区社会福祉事業団が行った内部調査の結果並びに請求人への対応を検討・決定した際に作成した文書（外部弁護士や世田谷区担当部署への照会・相談・連絡等に関する事項も含む。）」（令和4年度受付第230号）と記載されている。①は、特定の個人からの行政情報開示請求に関する決裁文書を求めるものであり、当該請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えることは、特定の個人が行政情報開示請求を行ったか否かという個人に関する情報（条例第7条第2号に該当する非開示情報）を開示することになる。また、②及び③はそれぞれ、特定の個人からの問い合わせに基づく世田谷区社会福祉事業団の記録又は文書を求めるものであり、当該請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えることは、特定の個人が問い合わせを行ったか否かという個人に関する情報（条例第7条第2号に該当する非開示情報）を開示することになる。

以上の事より、条例第9条の規定に基づき、当該行政情報の存否を明らかにしないで、本件各処分に係る開示請求を拒否し、非開示決定を行ったことは妥当である。

したがって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和5年5月31日	(諮問第150号) ・審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。
令和6年11月28日	(令和6年度第7回審査会)

	・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和6年12月16日	(令和6年度第8回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和7年2月5日	(令和6年度第9回審査会) ・諮問事項を審査した。
令和7年3月11日	(答申第150号) ・審査庁（世田谷区長）に答申した。

世田谷区行政不服審査会

会長 大林 啓吾
 副会長 土田 伸也
 委員 太田 航平
 委員 白石 裕美子
 委員 松村 武志